

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 森本工業株式会社  
 住所 奈良市八条一丁目814-5  
 代表者氏名 代表取締役 森本勝博  
 電話番号 0742-62-3591  
 FAX番号 0742-61-1302  
 メールアドレス info@morimoto-group.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 森本工業株式会社  
住 所 奈良市八条一丁目814-5  
代表者氏名 代表取締役 森本勝博



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 森本勝博 専務取締役 森本勝人 取締役 奥田幹人 監査役 森本 鈴美	
事業の範囲	送・配水管工事（土木工事業）
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	森本工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8145 住所 奈良市八条一丁目814-5  電話番号 0742-62-3591 F AX番号 0742-61-1302 メールアドレス info@morimoto-group.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
荒谷 昌男	第238356号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	●金切りのこ	固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用) VC40 VC20 CB18F	2	
	●パイプカッター		1	
	●塩ビカッター		3	
	● ロータリバンドソー		3 1	
管の加工用の機械器具	●パイプベンダー	1/2~11/2インチ 300平型判丸型 N-100A	2	
	●やすり		3	
	●パイプねじ切り器		2	
管の接合用の機械器具	●トーチランプ	ガスボンベ式 13mm~100mm	3	
	●パイプレンチ		1	
	●スパナ		3	
●水圧テスト ●ポンプ	●手動式テスト	T10K T30K	1	
	●電動式テスト		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 森本工業株式会社

住 所 奈良市八条一丁目814-5

代表者氏名 代表取締役 森本勝博



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良市八条一丁目814番地の5  
森本工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-002433	
商号	森本工業株式会社	
本店	奈良市八条一丁目809番地の2	平成 1年12月 1日変更
	奈良市八条一丁目814番地の5	平成21年 7月 1日移転 平成21年 7月 2日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和60年9月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種土木建設工事並びに建築工事の設計、施工、監理、請負</li> <li>2. 土地造成業</li> <li>3. とび土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装及び水道施設等の工事請負業</li> <li>4. 造園工事業</li> <li>5. 管工事業及び電気工事業</li> <li>6. 不動産の売買、仲介、斡旋並びに管理</li> <li>7. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理</li> <li>8. 前各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成19年12月16日変更    平成19年12月21日登記</p>	
発行可能株式総数	3200株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する  <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	



役員に関する事項	取締役	森 本 勝 博	平成 2 8 年 6 月 5 日重任 ----- 平成 2 8 年 6 月 1 6 日登記
	取締役	森 本 勝 也	平成 2 8 年 6 月 5 日重任 ----- 平成 2 8 年 6 月 1 6 日登記 ----- 平成 2 9 年 3 月 3 1 日辞任 ----- 平成 2 9 年 5 月 1 6 日登記
	取締役	森 本 勝 人	平成 2 8 年 6 月 5 日重任 ----- 平成 2 8 年 6 月 1 6 日登記
	取締役	奥 田 幹 人	平成 2 9 年 5 月 8 日就任 ----- 平成 2 9 年 5 月 1 6 日登記
	奈良市東九条町 1 2 7 9 番地の 1 代表取締役	森 本 勝 博	平成 2 8 年 6 月 5 日重任 ----- 平成 2 8 年 6 月 1 6 日登記
	監査役	森 本 鈴 美	平成 2 8 年 6 月 5 日重任 ----- 平成 2 8 年 6 月 1 6 日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		----- 平成 2 8 年 6 月 1 6 日登記
	支 店	1 奈良県生駒市俵口町 1 4 5 0 番地 5 6	平成 2 8 年 1 2 月 1 1 日設置 ----- 平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日登記 ----- 平成 2 9 年 3 月 2 5 日廃止 ----- 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記	



奈良市八条一丁目 814番地の5  
森本工業株式会社

登記記録に関する  
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 7月29日

奈良地方法務局

登記官

南

英

樹





# 森本工業 株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、森本工業 株式会社 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種土木建設工事並びに建築工事の設計、施工、監理、請負
2. 土地造成業
3. とび土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、造園、管、電気、塗装及び水道施設等の工事請負業
4. 造園工事業
5. 管工事及び電気工事業
6. 不動産の売買、仲介、斡旋並びに管理
7. 一般廃棄物、及び産業廃棄物の収集・運搬・処理
8. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良市 に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3200株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

第 8 条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券、及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 9 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。



(基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 16 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日前 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した

当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第23条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。



- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

#### (取締役会の招集)

第 26 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議等の省略)

第 28 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

#### (取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### (取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第 32 条 当会社の監査役の権限の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第 33 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 34 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。



(剰余金の配当等)

第 38 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

会社法施行に伴う用字等の整理及び「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、当社の定款に定めがあると看做されている事項等の整備を行うため、並びに目的変更や取締役の任期の変更等の為、平成 18 年 6 月 25 日臨時株主総会にて定款の一部変更決議を行う。

第 2 条 目的の追加、取締役・監査役の任期の変更の為、平成 19 年 12 月 16 日の臨時株主総会にて定款の一部変更決議を行う。

第 10 条・第 12 条 2 項・第 27 条の廃止、第 14 条・第 22 条・第 41 条の修正、その他必要な条項の整理を行う為平成 22 年 6 月 30 日開催の株主総会にて定款変更決議を行う。

以上、本定款は、森本工業 株式会社の現行定款に相違ありません。

令和2年 7月 30日

奈良市八条一丁目 814 米地のり

森本工業株式会社

代表取締役 森本 徳博





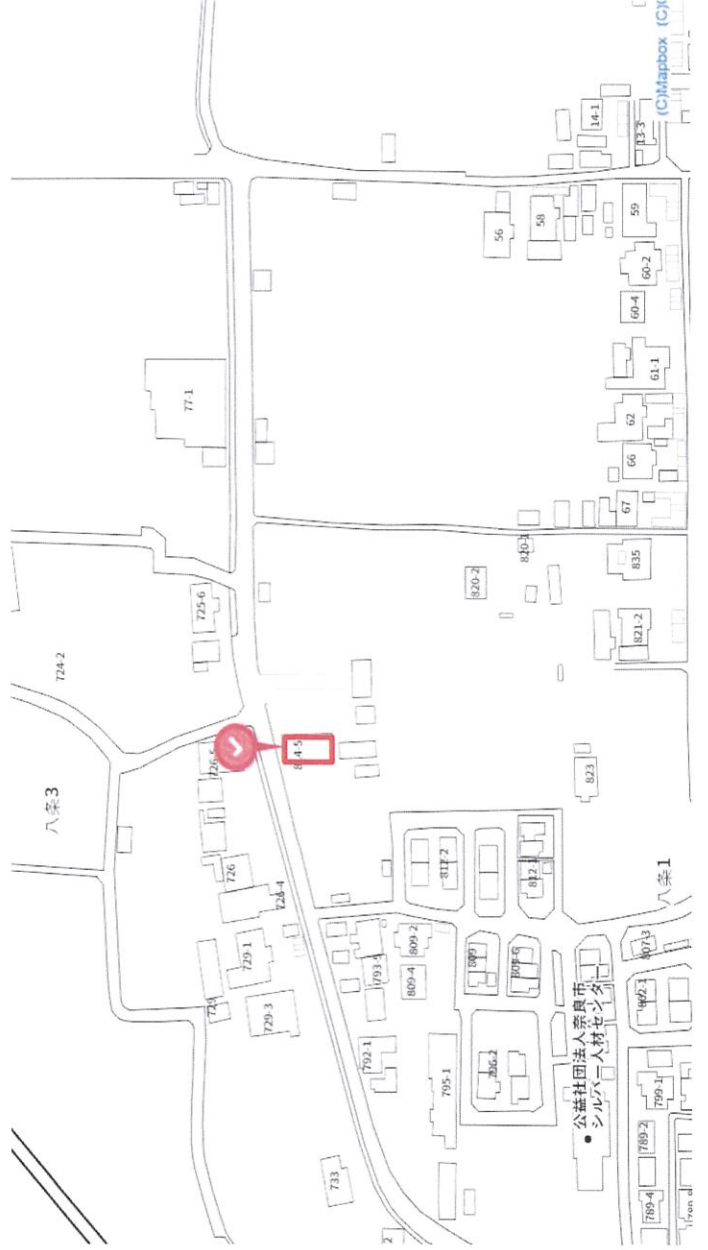
給水装置工事主任技術者証



免状番号 第238356号  
交付年月日 平成19年 1月29日  
本 籍 奈良県  
フリガナ アラヤ マサオ  
氏 名 荒谷 昌男  
生年月日 昭和37年 1月27日

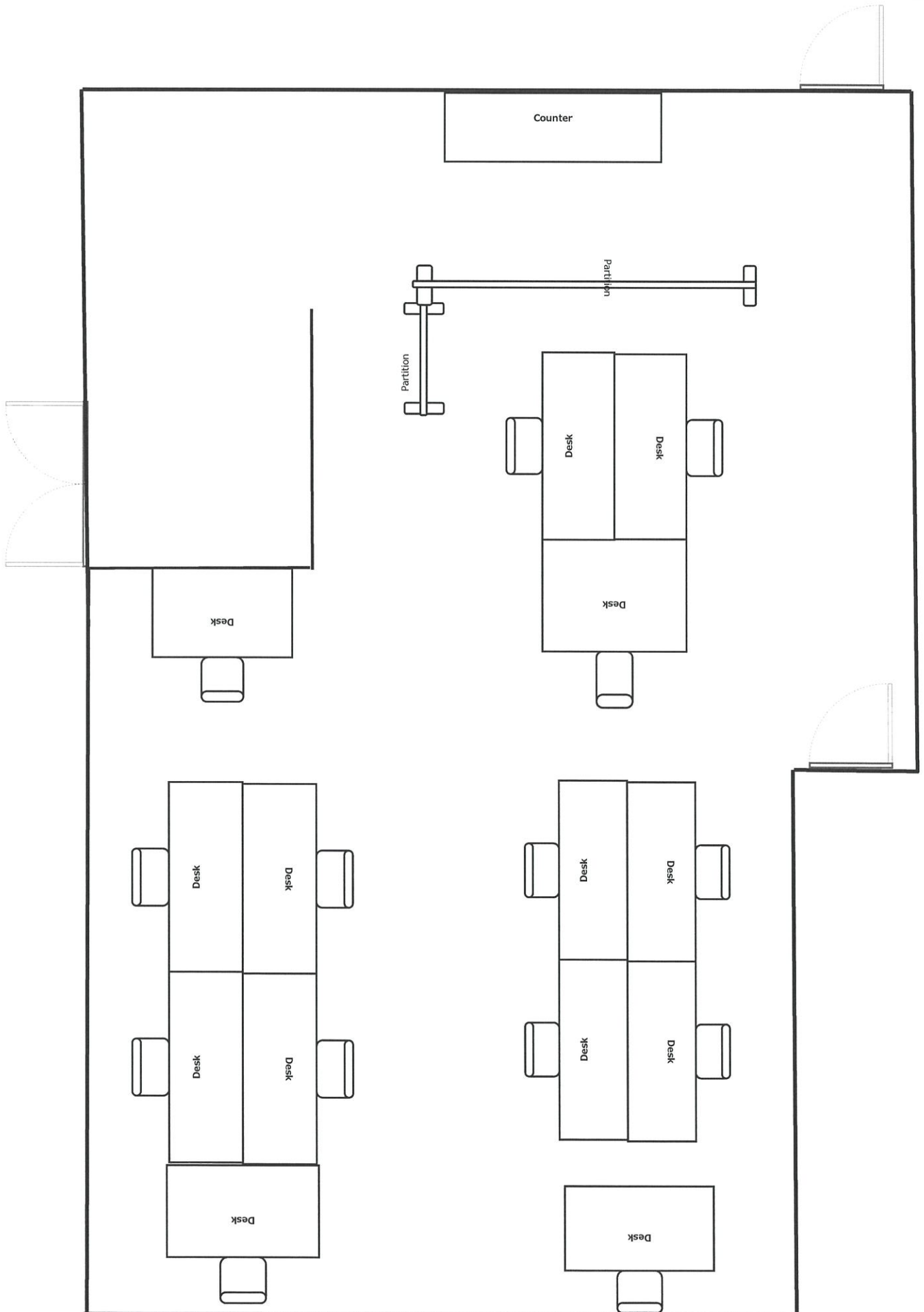
財団法人 給水工事技術振興財団理事長

- 1.本受講証は水道配水用ポリエチレン管を施工する場合携帯下さい。
- 2.本受講証の紛失時は当協会事務局へ届け出て下さい。
- 3.再発行は発行日から5年以内とします。





# 事業所の見取図（平面図）



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 森本工業株式会社  
 住所 奈良市八条一丁目814-5  
 代表者氏名 代表取締役 森本勝博  
 電話番号 0742-62-3591  
 FAX番号 0742-61-1302  
 メールアドレス [info@morimoto-group.co.jp](mailto:info@morimoto-group.co.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 森本工業株式会社

住 所 奈良市八条一丁目 814-5

代表者氏名 代表取締役 森本勝博



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	森本工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
荒谷 昌男	第 238356 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第238356号  
交付年月日 平成19年 1月29日  
本 籍 奈良県  
フリガナ アサタニ マサオ  
氏 名 荒谷 昌男  
生年月日 昭和37年 1月27日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

- 1.本受講証は水道配水用ポリエチレン管を施工する場合携帯下さい。
- 2.本受講証の紛失時は当協会事務局へ届け出て下さい。
- 3.再発行は発行日から5年以内とします。